重点エリアを拡大しました!!

豊中市は、良好な住宅都市として知られるとともに、府内有数の産業集積都市として市内の西部と南部に「準工業地域」と「工業地域」が広がっており、製造業を中心とした事業所が多く集まっています。

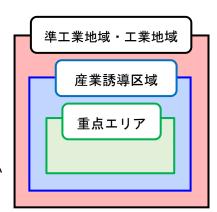
一方、この地域には住宅も多く、騒音や振動をめぐって住宅と事業所のトラブルが発生するケースもあります。このようなトラブルを**未然に防止する**とともに住宅と事業所が共存・共生するための施策として、**令和5年(2023年)4月1日に、**既存の区域に加え、産業誘導区域*1内の一部で**新たに「重点エリア(工業保全地区)」を追加しました。**

※1 事業所の安定的な操業環境を維持・形成するとともに住工混在問題を防止するための区域

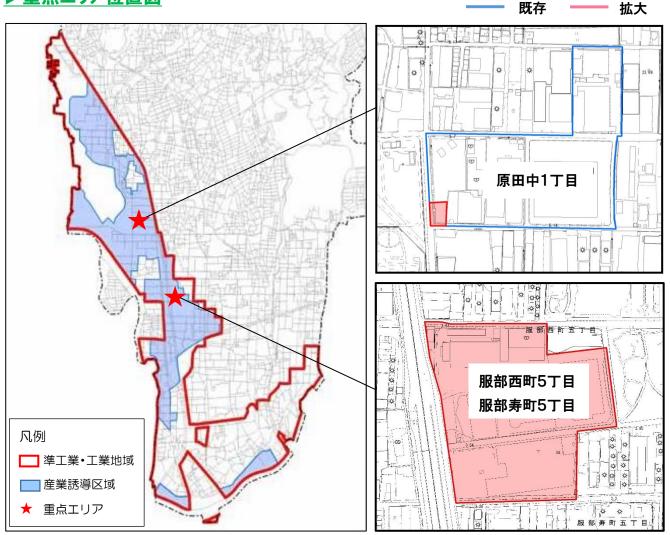
▶ 重点エリアとは?

重点エリアとは、平成30年(2018年)1月に策定した「企業立地 促進計画」に基づき、操業環境の維持・形成を最優先し、支援制度と 条例による住宅等*2の土地利用規制により、事業所の集積を誘導し、 産業振興を図る区域です。

※2 住宅 (兼用住宅含む)、共同住宅、寄宿舎又は下宿、老人ホーム、福祉ホーム その他これらに類するもの



▶重点エリア位置図



▶各種支援制度

事業者への支援制度

《企業立地促進奨励金》

事業者^{※3}の新規立地に対する支援制度

| | 準工業地域 工業地域 | 産業誘導区域 | 重点エリア |
|-----|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 奨励率 | 土地・建物・償却資産に係る 固定資産税相当額の | 土地・建物・償却資産に係る 固定資産税相当額の | 土地・建物・償却資産に係る 固定資産税相当額の |
| | 【50%】×5年度分 | 【75%】×5年度分 | 【100%】×5年度分 |
| 上限 | | | |

地権者等への支援制度

《産業利用補助金》(産業誘導区域(重点エリア含む)のみ)

事業者※3の立地に協力する者に対する支援制度

| | 区分 | 産業誘導区域 (重点エリア除く) | 重点エリア |
|-----|----------|---------------------|---------------------------------|
| 補助率 | ①土地の売却 | 売買契約金額の 【3%】×1回 | 売買契約金額の 【6%】×1 回 |
| | ②土地の賃貸 | 対象外 | 土地の固定資産税相当額の 【100%】×5年度分 |
| | ③貸工場等の建築 | 建築費用の 【3%】×1回 | 建築費用の 【 <mark>6%】×1</mark> 回 |
| 上限 | | 500 万円 | 1000 万円 (①②は合算で 1000 万円) |

※3 製造業・卸売業・道路貨物運送業(かつ、倉庫業、冷蔵倉庫業、梱包業を併せて行う ものに限る)を営む者をいう

★上記以外にも要件がございますので、詳細は下記連絡先までお問合せください。

お問い合わせ先

豊中市都市活力部産業振興課 TEL:06-6858-2199(直通) FAX:06-4865-2058